

平成21年知立市議会 6月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成21年6月16日(火) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(8名)

杉原 透恭	水野 浩	坂田 修	佐藤 修
高笠原晴美	石川 信生	馬場 節男	久田 義章

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	辻 和見
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	伊豫田 豊
長寿介護課長	林 隆夫	国保医療課長	水野 慶春
健康増進課長	清水 辰夫	市民部長	蟹江 芳和
市民課長	野村 清貴	経済課長	水嶋 広
環境課長	平野 康夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂田 広	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第35号	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決
議案第37号	平成21年度知立市一般会計補正予算(第2号)	〃
陳情第4号	住民の暮らしを守り、生活保護の改善を求める陳情書	不採択
陳情第5号	最低賃金の引下げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇などを求める陳情書	〃
陳情第6号	住民の暮らしを守り、働くルールの確立などを求める陳情書	〃

午前10時00分開会

○佐藤委員長

おはようございます。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は5件、すなわち議案第35号、議案第37号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号、以上です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第35号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号について、挙手により採決します。

議案第35号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第35号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○坂田委員

3款民生費、2目老人福祉費ですね、ここに敬老事業費として祝い金として173万5,000円計上されておりますが、現状の知立市、これまでの従来

の敬老祝い金の制度、そこら辺のところをお聞かせいただくとともに、今回この補正された祝い金の対象者について具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

○長寿介護課長

それでは、お答えさせていただきます。

該当になる方は、昭和5年生まれの方で、対象人員は347人です。1人当たり5,000円を祝い金として配らせていただくことで補正予算をあげさせていただきました。

それで、現在対象となっております敬老祝い金の対象者ですが、毎年9月15日現在、知立市内に住所を有してみえる方で、現行は数えの88歳の方と数えの100歳の方に祝い金を配付をさせていただいております。数えの88歳の方につきましては1万円、数えの100歳の方につきましては3万円を配付をさせていただいております。

それで、最高齢者の方につきましては、別途というか、その方だけに3万円相当の商品券をお渡ししているというのが現状であります。よろしく願いいたします。

○坂田委員

従来は88歳に1万円、数えの100歳に3万円、そして最高齢者、そういった形でとられていたわけでございますが、今回新たに80歳の方に5,000円の配付ということでございますが、多くの市町、敬老祝い金についてインターネットで調べてみますと、かなり全国にわたっての情報が入ってきます。そういった情報の中では、大体がここ知立市も先ほど言われたように、88歳、米寿ですね、そういった形から77歳の喜寿、そして米寿、そして白寿、そういった方々の配付がほとんどでありまして、こういった80歳というところは余り全国にもありません。ないことはないです。当然80歳も傘寿という一つの記念では間違いのないわけでございますが、人生の節目を迎えられた方に長寿を祝福し、また、その敬老の意を表する意味からも、これは当然配付はあつてしかる、そこら辺のところはいいわけですが、今回当市において、なぜ喜寿の77歳を飛ばして80歳にされたのか、そこら辺

の経緯お聞かせいただきたい。どこにそういう定義があって80歳と決められたのかお聞かせいただきたい。

○長寿介護課長

この数えの80歳という設定の仕方なんですけど、実際に高齢化が進む中、対象者がこれから膨大にふえてくるのが予想されております。

それで本来ですと、敬老祝い金の対象者の年齢の年の少ない方については、どこの各市町も廃止をするような方向の中に現在いると私は思っております。それで今回知立市の場合は、数えの80歳の方を復活させるという表現はまずいかもかもしれませんが、対象者を拡大して敬老の意を表するというので、今回補正予算であげさせていただきましたので、その趣旨をよろしく御理解賜りたいと思います。

○坂田委員

先ほど申し上げましたが、この米寿、白寿、喜寿ですね、77、88、99、知立市は先ほども紹介ありましたように、米寿の88が1万円、白寿の99、数えで100歳が3万円、そこでなぜ喜寿でないのか私の単純な疑問でございますが、ちょっと今の課長の説明ではわかりませんが、またこの件はお聞かせいただきたいと思います。

そして、今回この80歳という祝い金、これが今回の予算が通りましたときには、これは継続事業としてこれから通年こういった形をとられるのか、今年度だけの単独事業で終わらせられるのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思ます。

○長寿介護課長

この制度につきましては、当面の間は存続をさせていただきますと思っております。よろしく御願いたします。

○坂田委員

当面続けるということですね。

この祝い金の支給対象者については、先ほど申しましたが、インターネットでいろいろ調べてみますと、当該市に1年とか2年在住されている方、また、短いところでは3カ月というそういった規

定を設けられている市もありますが、知立市では、従来も先ほど紹介があったように配付されておりますが、そういった配付者に対して当該市、知立市に対して居住されている年限、そこら辺のところを規定を設けておられるのか。

またそして、今回新たに80歳、この件に関しましても知立市在住何年、また何カ月、そこら辺の規定は設けられているのか、その点お聞かせいただきたいと思ます。

○長寿介護課長

住居要件といいますが、毎年9月15日現在に知立市に住所を有してみえればよろしいということなものですから、転入してみえまして9月15日現在に知立市籍であれば対象者となります。よろしく御願いたします。

○坂田委員

知立市では在住期間に関して規定は設けていないということですが、ちょっと私わかりませんが、ほかの市でそのような市があるのか。また一回、当局側でそこら辺の所は調べていただきたいと思ます。私がインターネットで引いた範囲内の市町においては、そういった居住年月日の年月、そこら辺の規定は設けておると私は承知しております。その点に関しましては、また十分調査していただきたい。

次に、私、今回この質問をするに当たり、昨日の午前中、知立市のホームページ、敬老金等支給事業のページを開いてみてびっくりしました。ここにコピーを持ってきておりますが、数え80歳に5,000円、そして支給方法として数え80歳、数え88歳の人への敬老金は各地区の民生委員により配付しますとホームページ上に掲載されておりました。まだこれは決まったわけではなくして、採決もまだこれから先なのに、なぜこのように80歳支給ということがホームページ上に載ってしまったのか、当然私はすぐに長寿介護課に連絡しましたが、電話に出られた若い方、ああそうですか、ちょっとわかりませんと。そして、後ほど課長から、当局のミスであり、申しわけないと弁明され、すぐに削除すると。そして私、午後からのこのホー

ホームページのコピーも持っておりますが、午前中の教え80歳というところは欄が削除されておりました、確かに。このようなミスは、私は、ある面では議会軽視も甚だしいと考えますが、この点に関しては、担当部長の御所見、承知されていたのか、その点お聞かせいただきたいと思っております。なぜこのようなことになってしまったのか。

○保険健康部長

大変申しわけございません。昨日課長から聞きまして、すぐにホームページから削除するように指示をしました。今回の出来事、私の監督の不行き届きということで大変申しわけなく思っております。今後はこういうことがないようにいたしますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○坂田委員

単純なミスかと思っておりますが、これはいつから80歳5,000円ということが知立市のホームページに掲載されたのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

○長寿介護課長

まことに済みませんでした。

6月11日の17時ごろ掲載をさせていただきました。それで、坂田委員の方から電話をいただきまして、インターネットで流れました期間といえますのが約4日ぐらい間違った情報を流してしまいました。まことに済みませんでした。

○坂田委員

11日の質疑の終了した日に質疑で採決ではなく、そこら辺のところ軽率に、質疑が終わった時点でもうこれは議決された、採決された、そういった形でとられて当局は知立市のホームページに掲載されたと思っておりますが、大変遺憾なことであり、今後はこういったことのないように十分注意していただきますように要望としておきます。

最後に、林市長にお伺いしたいと思います。

これからの安心・安全な社会を築いていく上においては、高齢者に期待する面が非常に大きいかと思っております。特に災害に強いまちづくりを目指す上において、昼間災害が発生した場合、若い者は会社へ行っております。もちろん子供たちは学校

へ行っております。

そうしますと、地域において、この高齢者、元氣ないいわゆる高齢者ですね、そういった方に災害発生時に期待する面は非常に大きいかと思っております。介護の面では、よく老老介護と言われますが、災害の折にも老老救助、こういったことも当然これから期待していかなければならないそういった時代かと思っております。よく議会でも災害要援護者リスト、このリストづくりを急げと盛んに言われております。我々の地区ではもう作成は済んでおりますが、地元の高齢者は、そういったリストを改めてつくらなくても、それぞれの高齢者の頭の中には、災害時に助けなければいけない、また困っている方は十分地域社会に住んでおられる高齢者の頭には入っておるわけでございます。

そういった点からも、これからは地域社会においては高齢者に期待していく、そういった面が非常に大きい。またそして、地域社会においては圧倒的人数を誇る老人クラブを中心にこれからは横のつながりを深めていくことがコミュニティを構築していく上で大変大事なことでなかろうかなと私は考えるわけでございますが、今回のこの補正は、80歳とターゲットを絞っての配付であります。果たして市の施策がどこまで市民に対し行き渡るか、いささか疑問でもあります。人生の節目に祝い金をお渡しするのも結構ですが、それ以上に今後の高齢化社会を考えたときに、敬老の意味からも社会貢献を目指す老人クラブの活動に対して、今まで以上の市としての援助も大事なことと考えます。この点に関して、林市長は、これからのそういった高齢施策について、どのように考えておられるかお聞かせいただくとともに、先ほど私、紹介しましたホームページへの掲載ミスについて市長としての御所見をお聞きし、私の質問を終わらせていただきます。

○林市長

まずは、ホームページの掲載であります。ほんとにいかんことであろうというふうには思っております。議会にまず通らない先にホームページに掲載させていただいたことをおわびを申し上げ

げます。申しわけありませんでした。こういうことにならないように、しっかりとさせていただきたいと思っております。

次に、これからの高齢社会に向けての話であります。これは一般質問質疑等を通して申し上げているのは、やはり二つの柱がある。それは議員もおっしゃられました。一つは、やはり介護保険制度をしっかりとさせていくこと。もう一つが、今、坂田委員御披露いただきましたように、この高齢者の方々に御活躍いただく、生き生きといつまでもしていただくということでもあります。その一つの形が老人クラブであり、また、そのほかに例えば地域においてはグランドゴルフの仲間であり、ゲートボールの仲間、またカラオケの仲間とかいった生涯学習、また市民活動、そうしたいろいろなコミュニティが今、老人の皆様方にもあるわけでございます。

これからの施策といたしましては、老人クラブの加入率が今、低下をしておるといふ一つの問題点もあります。老人クラブにいかにか加入をしていただくということも当然施策として考えていくわけでございますが、そのほかにも今申し上げましたように、老人の方々が集うしかけと申しますか、そういったことにもメニューをたくさんそろえておくということが行政として必要なかな。例えば今申し上げましたグランドゴルフの好きな方はグランドゴルフに集まる、カラオケの好きな方はカラオケに集まる、そうしたことで、できるだけ高齢者のお方に表に出ていただく。そして地域で活動していただく、そんなしかけづくりを行政の方でもしっかりとさせていただきたいなというふうに思っております。

今、申し上げましたように、これからは坂田委員御披露いただきましたように、高齢者の方々に、いかにいろいろな形で活躍いただくか、生き生きとして御活躍いただくか、これが肝要なことであるというふうに思っておりますので、これからも御指導をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○馬場委員

補正予算の15ページに緊急雇用創出事業の基金事業がございますけれども、3月議会の提出いただいた資料ですね、平成21年度の緊急雇用創出事業計画書というのをいただきましたが、この中では6事業、雇用者が18名、そのうち新規採用の失業者が16名、事業額は2,032万6,000円ということでございますけれども、この平成21年度事業計画について、実施事業は計画どおりいっているのか。これ、3月議会の中でしたからね、大変急なことであったかというふうに思うんですが、また1月からのこの実施をされていることもございますので、その辺がきちっと計画どおりになっているのか。そしてまた、雇用者に対しての問題点というのはいないか。あるいは実績については各課で聞かないとわからないかもわかりませんが、この経済課の方でどのような取りまとめをしているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○経済課長

今回の緊急創出事業の補助金の関係でございます。各課から提案をいただきました事業を県のヒアリングの方で受けまして、不採択になった事業を減額をさせていただいて、追加になり、新たに採択された事業を補正をさせていただいております。

今、お話がございましたように、最終的に6事業ということとなっております。ちょっと私の方、直接事業者の方でございませぬので、私の方で聞き取りをした、また提出された部分で御案内をさせていただきたいと思っております。

まず、外国人の滞納者徴収対策事業ということで、これは税務課の方で担当しております。4月から実際執行っております。1人6カ月ということで、延べの2人、現在も継続中でございます。

次に、ミニバス利用市民アンケート実施事業、これにつきまして、これは直接事業でございますね。失礼しました。先ほどの外国人滞納者徴収も直接事業でございます。これにつきましては、4月、また5月ということで、延べの12日間でもう実施は終了しております。3人で実施をしまして、12日を掛けていただいて延べの36日で終了をして

おるところです。

次に、夜間防犯パトロール委託事業、これは実際6月15日、昨日から事業としては行っております。これは委託事業でございます。4月16日契約で6月15日から実施ということで、予定では4人ということでございましたが、従事する人は5人ということで、新規の雇用失業者につきましては4名ということで実質は80%、前に御案内した分では100%となっておりますが、80%でございます。

次に、建築確認申請に伴う不明道路現況調査事業、これは今回の補正で計上をさせていただいておりますので、7月の指名審にかけた中で、8月ぐらいの実施になるであろうということでございます。実質3名の従事者に対しまして、実労働一応75%ということで予定をしております。

次に、公園台帳作成委託業務でございます。これも同じく今回の6月補正ということで、同じく7月の指名審、それから8月の実施予定でございます。事業従事者3名に対しまして、実労働数75%、時間でございませぬ、で予定をしております。

次に、公園パトロール業務、これは4月からの実施を直接実施事業で実施をしております。2名でございまして、6カ月間の延べ4名という実施の予定でございます。

以上、今現在進んでおる事業の内容報告でございます。

○馬場委員

わかりました。今回補正の中にもきちっと載っているということでもありますけども、この事業ですらね、平成20年度で言いますと、1月から3月までが平成20年度になりますので、それから平成23年まで4年間の事業期間というふうになつとるわけでもありますけども、継続も含めて今後の計画はどのようなになっているのか。ことしはこれでもう終わりなのかどうなのか。6カ月ですから、本年度分は8月からということになるとね、これで2月までということになるのかなど。そのほかに計画としてはあるのかどうなのか。平成21年度計画は

もうこれで今お話したとおりになってますので、若干人数の関係もありますけども、今後の経過としてはどういうふうになったのか、その点をお聞かせいただきたい。

○経済課長

今後のことでございますが、もう既に終了している部分につきましては、この平成21年度ということで終わるのかなとは思いますが。

それと、一応この事業につきましては、平成20年度の交付金事業はちょっと別としまして、緊急雇用の創出事業につきましては、平成21年度、平成22年度、平成23年度という3カ年でございまして、このままずっと続けていける事業につきましては、そのまま継続になるであろうというふうで思われます。

それで、この創出事業実施要領と、また、ふるさと雇用実施要領にも基金の事業の終了等の項目がございまして、この分においては平成23年ということとなっておりますので、現時点では平成23年で終了がされる事業というふうには思っております。ですから続けられるものにつきましては、平成23年まで継続ができるということであろうかと思えます。

また、新たに先週ですが、また緊急雇用の追加というような格好で市の配分もまいっておりますので、事業の掘り起こし、また来年度等に来年、再来年に向けての掘り起こしも必要ではないのかなというふうには思っております。

○馬場委員

わかりました。その都度ね、これはほんとに今、雇用関係が厳しい状況でございまして、臨時職員も6月でしたか、面接をするというようなことでハローワークに紹介状書いてもらうようにいったら、1名だと、募集がね。もう70名ぐらいきとるという話も聞いたもんですから、大変厳しい状況だなということを思いますのでね。そしてまた、今若者が派遣切りとかいろいろあって、職を失って、なかなか職がないというようなことで、もうハローワークの方も毎日行っておるんだけどなかなか仕事がないというようなことで、大変厳し

い状況になっておりますので、その都度、情報を的確に、募集いろんなことできるかと思いますが、できるだけ情報を的確に流していただきながら、一人でも二人でも雇用に力を入れていただきたいなというふうに思います。

それから今、ふるさとの雇用再生特別基金事業というのがありまして、これについても知立市は何回も要望しましたが、なかなかこれが民間委託、あるいはこのNPO法人というのが事業委託先がね、そういうことがありますので、直接市が雇用するというわけにはいきませんので、こうしたふるさとの雇用再生特別基金事業についてもですね、今お考えあればどうなのかということと、あわせて6月12日に緊急雇用の創出事業対策本部会議というのを開かれたと思いますが、この内容どういうふうになったのか、この辺のことについてお聞かせいただきたい。

○経済課長

それでは、先に緊急雇用対策本部の開催の関係でございますが、先ほど少し触れましたように、6月8日付で県の方から緊急雇用創出事業基金の追加の募集ということで御案内がまいりました。それで翌日の6月9日に全部署の方にメールで掘り起こしをいただく旨の通知をしております。

この内容でございますが、当知立市におきましては、3年間の目安ということで8,930万円ほど目安の配分ということでまいっております。年度ごとの配分割合といたしまして、平成21年度、平成22年度、平成23年度の配分で33、50、17というようなパーセントの配分でございますので、今年度33%ということで2,970万円、約3,000万円の配分がまいっておるわけでございます。

それで、以前の分は今回補正をさせていただいた中で、補正後1,974万8,000円ということで、約1.5倍ほどの金額になるわけでございますが、今申されましたように、6月12日、第4回目の緊急雇用の対策本部になるわけでございますが、そちらの方で事業の方に今申し上げた配分の内容説明、それから事業の方の要点等を説明した中で、ぜひ掘り起こしをいただいて利用いただく旨を周知さ

せていただいたところでございます。

また、ふるさと雇用の創出につきましても、やはりこの事業につきましても、委託事業のみというようなこともございまして、なかなか上げと申しますか、あれがないんですが、あわせて緊急対策本部の中で周知をする中で、また掘り起こしをしていただくよう協議をしたところでございます。

○馬場委員

わかりました。今、若者がなかなか働くところがないということで、皆さんもこの自治体も若者支援をしっかりとやっているわけでありまして、こうした緊急雇用の創出事業というものをもう少しですね、来年度は50%ということでございますので、しっかり新規事業も含めて、すぐ提出してできるような体制づくりもきちっとしてもらいたいなど。各課でいろいろかヒアリングして出させていただくことが大切でありますけども、ないところについてはこちらから提案していくぐらいのそうした中でどうだということで、市の幹部の方も市長、副市長の方もそういったことを少し情報を各市の情報なんか全国ありますので、そうした情報を的確に課の方にもお示しいたいで、ぜひそうした事業におくれをとらないようにしっかりとやっていただきたいなというように思っております。

ふるさとの方が、なかなかこれが難しいよというようなことでございますが、事業例としましては、私、以前一般質問でさせていただきましても、公園等の剪定枝、それから落ち葉、こうしたチップ化、腐葉土化することによって緑のリサイクル推進事業というのが実施しているところもございまして、あるいは食品リサイクル事業といたしまして、堆肥の農業利用を促進する事業とかね、あるいは教職員に対するICT技術の指導、電子黒板とかそういうことが出てきておりますので、そうしたICTの技術の指導やICTの技術を活用した学校校務の効率化を図るための専門員を雇用してICT教育の推進を図るというようなことで、これは姫路市かどこかでやったと思いました

けども、それから、CAテレビの加入促進、デジタル放送等に関する相談業務を一緒に行うというような事業もやられているところもあるそうです。

それから、特に知立は外国人が多いということから、そうした外国人の多いその市では、日本語が不十分な外国人に日本語教室を開設し、就労のための専門技術習得や介護技術習得に必要な日本語能力を習得してもらう事業を進めておるといふようなことで、確かにこれが事業委託先や民間企業、NPO法人というように委託事業になりますもので、その辺の難しさもあるかと思いますが、そうした全国にもそうした市が実施している例がございますので、そうしたことをトップとしても情報を的確にいただきながら、せっかくの事業でございますので、ぜひお願いしたいなというふうに思いますが、副市長、何かありましたら。

○清水副市長

今回のこの緊急雇用の創出事業の関係でございますけども、先ほど経済課長の方からも御答弁を申しあげましたように、国が進めております雇用対策、自治体としてもきちっとこれに対応していくということで、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

先ほども御紹介がございましたように、先週の金曜日、12日に本部会議を開催させていただきまして、もう既に各課には今回の中身と今、御質問者もお話がございましたように、県下の自治体が取り組む中身も事例なども資料としていただいておりますので、そんなものも配付させていただいて、ぜひ知立市に合った取り組みができないのか、そんな仕事おこしをきちっとやってほしいということで依頼をさせていただきました。

いろいろ本会議の中でも今回の取り組みについてのいろんなヒントもいろんな質疑の中でもあったようにも思いますので、そんなところもしっかり考えていきたいなというふうに思っています。

私も12日に各部長集まっていたいただいておりますので、今回当初予算で予定していたものが、県の方で目的にちょっと合致しないということで不採択になった部分もありますが、そ

ういったところのなぜ不採択になったのか、その辺の反省も含めて新しい仕事、例えば一つの縦割りと考えていきますと、非常に雇用期間が短かったりとかいろんな単発になってしまって難しいというようなものもあつたようですので、それは少し横の連携を図りながら新たな仕事をつくり出すというようなこともできるのではないかと、そんなこともぜひ考えていただきたいというようなこともお願いしてまいっておりますので、ぜひこれで緊急雇用の追加分については、8月の下旬ぐらいに提案したものがヒアリングをして決定がいただければ、それを9月補正にまたお願いをさせていただいて早急に進めていきたいというふうに思います。

また、ふるさと雇用再生につきましても、現在知立市とてまだ提案がないわけですが、今、御質問者もおっしゃいましたように、全国、また県内でもいろんな事例がもう既にありまして、そういった情報もいただいておりますので、そんなことも各課の方に提示してありますので、そんなことも参考にしながら、ぜひ知立で取り組める中身をぜひ考えてほしいということで強く要請をさせていただいたところでございます。

○馬場委員

ひとつよろしくお願いをいたします。

次に、補正予算の19ページに子育て応援特別手当給付事業費というのが、これは過年度の補助金返還金ということで、平成20年度支給ができなかったというようなことで4,860万円、このもう少し詳しい内容と、それから、5月25日に支給の実績資料をいただきましたけども、その後の以降のきのうまでの6月15日現在の支給実績はどのようなになっているのかということをお教えいただきたいと思っております。

○子ども課長

ちょっと前後してしまいますけども、先に実績の方を報告させていただきます。

現在6月24日分までということで、皆さんのお手元に多分いつてる資料と同じだと思うんですけど、世帯数が1,077の支給対象児童数1,112人に対

して世帯数でいきますと1,044世帯、対象児童数でいきますと1,081人、合わせて支給総額が3,891万6,000円を支給しております。

ちなみに、支給率でいきますと、対象児童数でいきますと97.27%となっております。31人がまだ未支給ということになります。よろしくお願ひします。

次に、返還金の詳細をとということですので、その辺について御説明させていただきます。

この子育て応援手当交付金、この平成20年度分の返還ということになってしまったんですけども、これについては子育て応援手当の目的は、皆さん御承知のとおり子育て家庭の生活安心を確保することを目的で実施された事業なんですけど、平成20年、平成21年度の分ということで交付申請をさせていただいたうちに、平成20年度の支払い、もう平成20年度末から支払いを始める当初予定でございましたので、その支払いをするためということで、平成20年度分の4,860万円を国の方へ請求させていただきました。平成20年度で4,860万円をいただいたわけなんですけど、結果的に平成20年度支払いすることが全くできずに、平成21年度4月に入ってから支払いになってしまったということで、厚生労働省の方から、一たん平成20年度分については返還をしてくださいという御指示がありまして、こういう形で補正予算を計上させていただきました。

以上です。

○馬場委員

ありがとうございます。

実績が報告されましたけども、97.27%ということで、100%給付しとる市もございましてね、31人ですか、あとね、未給付児童が31人ということでございますが、9月まででしたかね、たしかね。6カ月ということですが、この中の外国人の児童の給付実態というのはどうなっておるのか。

それから、もう一つは、子育て応援特別手当給付に関してのDV、子供の虐待ね、この前、本会議でも出ましたが、知立市は虐待が多いという話も出ておりましたが、DV被害の状況というのは

あるのかないのかということでもありますけども、その点についてお聞かせいただきたい。

○子ども課長

外国人の対象者は、まだはっきりとしっかりとした数字はつかんでおりませんが、約60人というふう聞いております。

それから、DVの方ですが、現時点子育て応援手当については対象にしておりません。

○馬場委員

外国人の給付実態、60人が対象者かね、たしか。それで31人の未給付があるもんですから、その実態はどういうふうになっておるのか、つかんでないのかどうなのか。つかんでなければつかんでいただきたいなということが一つ。

それから、DV被害ね、知立市は虐待が多いよという話を聞いたもんだから、そんなことがあるのかやという思いからね、こういったDVの被害で給付ができない状況になってるんじゃないかなと、そういうふうな実態はどうなってるのかなということなんですけど、その辺をつかんでおれば。つかんでいなければ今後つかんでいただいて、その辺の対策もお願いしたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○子ども課長

まず外国人の方も含めての実態なんですけども、正直申しまして、正確につかんでおりません。

というのは、外国人も含めてですが、市内に籍を置いてない子供、例えば学校の都合で寮の方に籍を移していたりする方もありますので、最終的にその辺のところをしっかりと調べないと、大変申しわけございません、数字ははっきりちょっと申し上げることができないものですから、今の段階で先ほど申し上げさせていただいた数字で御勘弁願ひたいなということで。

それから、DVに対する給付ということですけども、実態の方もこれも申しわけございません、ちょっと今、子育て支援に対するDVの数ということになるとちょっとつかんでおりませんので。大変申しわけございません。

○福祉子ども部長

捕捉させていただきます。

私ども対象者は把握はしておりますので、今月中には催告通知を出すようにしております。ですので、最終的には該当者には100%申請してもらえようになるようには当然努力していきます。

それから、DVの対象については、知立市においては対象の該当になる子供がいないという現状です。

○馬場委員

いないということは幸いありがたいなというふうに思いますが、申請書をもう送っとるもんですからね、先はわかっておるわけですから、100%を目指してしっかり、せつかくの事業でございますのでお願いをしたいなというふうに思います。

それでね、今回の国の新経済対策、2009年度の補正予算、5月29日に成立しました。子育て応援特別手当を拡大して、2003年4月2日から2006年4月1日生まれの3歳から5歳、今度は第1子から、1人当たり3万6,000円を支給する事業が始まります。この基準日が平成21年10月1日と。まだ正確にはきてないかというふうには思いますが、10月1日と基準日がなっておりますので、この辺のことをまた準備をしていただきたいなというふうに思います。

それで、もう一つは、先ほども住民票がこちらにないと。あるいは住民票あってもその行き先がというお話がございましたが、そういう人たちのためにも被害者が住民票を動かさないで、被害者というのはDVの方だけだね、避難している市町村に事前申請ができるような形をとることも検討しておるといいますので、例えばほかの市に実際おるんだけど、いろんな関係でほかの市に行っておると、そういうときはその先で事前に申請をすれば知立市とほかの今住んでいるところの市とが連携をとって、そして支給ができるというようなことも今、検討されておるそうです。これは実施の方向で検討されておる。

それから、福祉施設の入所先や里子のお子さんにも支給されるというようなことでね、今回は支給されないんですね、これね。次からは支給をさ

れるように第1子からの給付対象児童数、外国人も含めて支給されるように今、実施の方向で検討されておりますので、知立市も万全の準備体制で子育て応援特別手当、第1子からですから、非常にいろいろか訪問して状況を聞いてみますと、大変ありがたいということで、特に3歳から5歳お金がかかるときに、こうしたことは非常にいい政策だということで評価していただいておりますので、100%給付を目指してお願いしたいということと、これは根底には幼児教育費の無償化というのが国で言われておるわけですね。その前ぶれといいますかね、そうした事業であるということも頭に入れていただいて、100%給付を目指してお願いをしたいなというふうに思いますが、その辺の決意だけお聞かせいただきたい。

○福祉子ども部長

実は、この第2次補正の中の説明が今週あさって18日に県の方で説明がございますので、それを受けて事務を進めていくわけです。

今、馬場委員言われましたように、全対象者に給付できるようにということで、先ほど言いました住民票のない方、その辺については私どもも把握ができない現実としては、寮になんか行ってみえるようなそういった方の未然というんですか、そういう方についても6月1日で広報でも家庭の事情で住民票を移されている方についても忘れずに、こういう制度ですということです6月1日広報でも周知させていただいてますので、そういったことで万全の体制でいくようにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○高笠原委員

少しお聞かせをいただきたいと思います。

先ほど坂田委員からも質問がありましたけれども、敬老祝い金について、今年度のものについては御報告をいただきましたが、継続をしていただけるということですので、今後、例えば来年度数字が出ておりましたら聞かせていただきたいと思うことと、私が二、三日前に、御近所の方でしたけれど高齢の方に、今でこういうふうで議

会の中で審議してるんだよということをちょっとお話ししましたら、ちょうどその方が、数えの80歳ということで、喜んでいらっしゃいました。高齢者を大事にしてくれてるんだなど。後期高齢者医療制度というものがあって、おれたちはもう姥捨て山みたいに捨てられて、知立市の中でも要らん者扱いなのかと、こんなふう考えた時期もあったと。だけどこんなふうでね、たとえ5,000円でも貴重なお金をこうやってお祝い金としてもらえるのはほんとにうれしいと。自分たちの存在感というものを認めてもらったとって、その方は感謝の言葉を私に述べていらっしゃいましたので、私が支給するんじゃないんだからねと、そんなようなお話をしてきたんですが、来年度人数とかそういうものがわかれば少しお聞かせいただければありがたいんですが。

○長寿介護課長

まことに済みません。平成22年度の予算計上する数量につきましては、ちょっとこの場所では発表することができません。お許しください。

○高笠原委員

調べてないからわからないということなんでしょう。この場所では発表できないというのは、どういう意味なんしょうか。

○長寿介護課長

今、実数を把握しておりませんので、お答えすることができません。

○高笠原委員

把握をしていないと、そういうことですか。たしか前の議会のときには少々お話をさせていただきましたけれど、なぜそんなにかたくなになられるんですかね。高齢化率というものもあります、おおよそどのぐらいというのわからないわけですか。

○長寿介護課長

数量につきましては、人口統計のところを検索すればわかるわけですが、私、恥ずかしながら、昭和6年生まれの方何人みえるかちょっとわかりませんので、お答えすることができません。

○高笠原委員

わからなければわからないで結構です。きょうお聞きしたことをホームページに出すわけではありませんのでね、そんなかたくなになる必要もないかなと、こんなふうに思いますが。

それで、19ページの児童クラブ施設整備費、この点についてお聞きをさせていただきたいと思えます。

質疑の中でいろいろ聞かせていただいた中で、9月実施設計で補正予算組んで平成22年度には工事に入りたいと、こういう答弁をいただいております。このことにつきましては、児童クラブの建設、これは学童保育所の増設計画というものに従って2009年度全部終わっていくと、こういうもので担当の方は、これは当初予算にあげたものを市長査定の中でカットをしたということで、今回こういうふうに出てきたわけでありませう。

それで、強度の点だとかそういうことでおくれたという理由でありましたけれども、市内の児童クラブの登録数、そういうものが毎年毎年変わってくると思いますが、各児童クラブの登録数、そういうものがわかりましたら聞かせていただきたいと思いますし、以前にこういう資料をね、これ、昨年の4月1日現在のものなんですけれども、こういうものをいただいているんですよ。それで、できればこういうものを出していただけると議論もしやすいですし、早くわかるんですが、もしわかりましたら、きょうちょっと数字を言っていたきたいなと思えます。

○子ども課長

4月1日現在の数字でよろしいですか。まず、定員ですね、定員というのか子供の数ですね。のびっ子、来迎寺、通常は64名、長期で34名、合計で98名ですね。登録だけでいかせていただきます。にこにこ、昭和、通常がトータルで40名、長期が14名、合計で54名。あすなろ、これ西市児童クラブの方ですが、通常が76、長期が36、合わせて112名。豆の木、花山の方ですが、通常が85、長期が37、合わせて122です。つばさの1の方です。これ南の方ですが、通常が60名、長期が38名、合わせて98名です。同じくつばさ2、通常が30、長

期が16、合わせて46です。どんぐり、これ猿渡の方ですが、通常は69名、長期が14名、合わせて83名です。それから、はやぶさ、ハツ田の方ですが、通常が53名、長期が10名、合わせて63名です。

以上です。

○高笠原委員

ありがとうございます。

一度またこういうふうなものを出していただいたのを1枚ちょうだいしたいなと思いますが、よろしく願います。

今、数字を聞かせていただきましたけれど、それで今後、今こういう不景気の中で働くお母さんが大変多くなると思いますし、今まで以上に多くなると思いますし、また、女性の社会進出、これは現在は当然のようになってきております。今後どういう状況になったらといいますか、とりあえず西児童クラブについては112名ということで増設しているわけでありませうけれども、これでほんとというね、こういう状況ではないと思うんですね。市長も日本一の子育て支援をやるんだというところでありますので、やっぱり生まれたときからのそういう子供、生まれる前からの妊婦のそういう問題から子育てにかかわっていただきたいなど、こういうふうに思いますのでね、今後どのぐらいになったら見直し、こういうものも行ってもらえるのか、その点をお聞かせいただきたいなと思います。

とりあえず、この増設計画では、西児童クラブで終わりというかね、こういう形にはなるわけですが、今お聞きした数字からいたしますと、相当の伸びをしているところもありますね。そういうことからして、今後どういうふうに見直しといたしますか、お考えを持っていらっしゃるのか、そここのところをお聞きしたいと思います。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩といたします。

午前10時59分休憩

午前11時08分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

先ほど高笠原委員の方から人数をお尋ねがありましたものなのですが、平成22年度当初予算に計上させていただく人数は355名になります。これが現時点の数ですので、よろしく願います。

○子ども課長

西児童クラブの工事の終了後の児童クラブの予定はという御質問でした。

今現在、西児童クラブをつくることに専念をさせていただいておるような状況でありまして、その後のことについては、今のところ予定は考えておりません。

以上です。

○高笠原委員

同じ質問で恐縮でございますが、市長は子育て日本一というこういう観点から、将来の子供たちのこういう施設についてのお考え、そして今、数字をお聞かせいただいて、数字がすごく伸びてるところもありますので、そういうことを考えて、どういうふうに思っているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○林市長

子育て支援にはいろいろな施策があるかと思えます。この児童クラブに関しては、今、担当課長申し上げましたように、まずは西児童クラブを真剣に取り組んでいきたいというふうな思っております。

○高笠原委員

その後のことは一切考えていないということですか。西のことは今、補正に出ますし、来年度のことも市長質疑の中で言われましたよね。それで、現在数字を聞かせていただいた中で、ふえてるところも出てきているけれども、今後この児童クラブのことについては、市長はどんなお考えを持っているのか。うんとふえてくる児童クラブのところについては、また今後もふやして増設してくと、そういう考えがあるのかどうかということをお聞きしたんですけれども。

○林市長

今後については、先ほど担当課長申し上げましたこの数を見ながら、また担当の方と相談をさせていただいて、今後の計画も検討していかないかなのかなという思いはあります。

○高笠原委員

また担当の方といろいろ相談をされて、ぜひ子育てで日本一にさせていただくその基礎をつくっていただきたいと。前向きに考えて計画を立てていただきたいなど、こういうふうに思います。

それで、先ほど長期について状況を数字を聞かせていただきまして、合計で約199名、200名近くになると思うんですが、この対策、ことしどんなふうにしてやっていかれるのかお聞かせいただきたいなと思います。

○子ども課長

長期の子供についてですが、対策といいましても施設が現状ある施設面積、猿渡においては広がった増築もありますし、よそにおいても増築されているんですけども、現状としては今の面積で受けざるを得んかなということ、この人数については受けていかざるを得ないかなというふうに考えております。

以上です。

○高笠原委員

指導員の方やそういうかかわる人たち、どんな状況で計画していらっしゃいますか。

○子ども課長

指導員においても、必要に応じてふやす必要があるならやっていかなければいけないかなと思いますが、今のところ、現状で何とか乗り切りたいなというふうには思っておるんですが。

○福祉子ども部長

長期夏場の対応というお話です。ことしに限った制度というか体制じゃないものですから、毎年このようなこの夏休み時期に人数的にもことしが多いということは、ちょっとその辺の人数は把握はしてませんが、例年どおりの人数は登録はされているだろうなと思います。

毎年ですが、この夏場においては、学生アルバ

イトを雇用して対応しておりますので、これは長期の登録の人数、その他いろいろ勘案して現場の先生ともお話ししながら、今年度においても学生アルバイトを雇用して対応していくことになろうかというふうに思います。

以上です。

○高笠原委員

朝も早くからね、夏休みですとそういうこともあります。そのために、ぜひこういう経済状況、雇用状況の中で、親御さんも必死ですのでね、だからといって子供がほかれてもいけませんので、ぜひ始まる時間、そういうものについても親御さんの要求をぜひ聞き入れていただきたいと思いますが、現在といたしますか、今まで一番朝早くから対応していただいているところはどこなんですか。

○福祉子ども部長

夏場については、すべての児童クラブが7時半から対応になっております。

○高笠原委員

すべての学童クラブが7時半から。それで職員の方が出てみえるまでの間は学生アルバイトにお願いをすると、こういうことですか。

○福祉子ども部長

やはり7時半の朝出勤は、セコムの関係、夜間警備の関係もありますので、原則職員が出勤をしまして、子供が多く児童クラブ、児童センター等に来る時間帯ですので、午前でいけば10時から12時ごろが一番ピークだろうと思いますので、その辺には学生アルバイト、主に愛教大の生徒たちが応援という形で毎年やってますので、それはどこの児童クラブが職員の体制もありますので、休暇等もあつたりいろんなケースがありますので、どこということはいきませんが、基本的には子供が一番センターに来る時間としては夏休みですと10時前後が一番多いのかなというふうに私は思っています。

以上です。

○高笠原委員

7時半からと、こういうことなんですが、7時半から愛教大の生徒がやってくださっているところ

るもあるんですね。10時ぐらいからではないと。例えば、にこにこならばセンターで7時半からですか。今までよく団地の集会所でやっているのをお見かけしたような気がするんですけども、この施設で全部ですか。その点はどうですか。

○福祉子ども部長

高笠原委員の御質問がちょっと私が理解できなくてあれですが、当然開くのは朝7時半には開いて子供たちの受け入れをしていますので、そのときに学生アルバイトも勤務の関係で7時半から対応ですので、原則児童クラブもそうですけど、2人は残るように体制としてはそういうふうにしてますので、1人だけということはありませんので、正規もしくはアルバイトというふうになることもあろうかと思えます。

○高笠原委員

ちょっと行き違いがあるみたいですが、にこにこの場合は児童館で7時半からなのか、それとも7時半からよく集会所で朝、子供たちがいることをよく見かけたものですか、そういう体制になっているのかということをお聞きして、ほかはどうですかということなんですが、そこ点はどうなんでしょうか。

○福祉子ども部長

私の認識としては、児童センターについては10時からの開放というふうに思っております。児童クラブは朝7時半からということですが。

以上です。

○高笠原委員

きっと親御さんの努力でそういうふうにならされているのかなど、こんなふうに思いますが、これも全部市の対応でやっていただけるとありがたいなと、こんなふうに思いますが、それで、豆の木のことについて少し聞かせていただきたいなと思えます。

1人当たりの面積ということで、今まででもずっと議論がありましてね、1.6ですか、そういうことで面積が少ないので、今後検討していきたいと、こういうお話がありました。

それで、今も西児童クラブの話をした中で、今

後の状況や何かいろいろお聞きしたわけですが、細かい話としては出てこなかったわけですので、この豆の木のことについて、今後は検討していくと、面積が少ないのについて検討していきたいというふうで今までの話の中にあつたと思えますので、その後の話はどういうふうになっているのか、計画はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○子ども課長

豆の木の方ですが、この西児童クラブが増築終了時点で、その次で一度検討していきたいなと。今、高笠原委員の言われたとおり考えていきたいなどは思っております。

以上です。

○高笠原委員

そうしますと、今年度西児童クラブね、補正で計画までやって来年度の建設に入りたいと、こういうことでありましたけど、その後は豆の木の増築、増設、こういうものに取りかかるという、こういう計画ですか。

○福祉子ども部長

今、課長が申しましたように、豆の木ですね、登録人数等多いということで、検討していかなければいけない児童クラブだろうというふうには認識しておりますが、何分あの場所、その場所が増築ということになれば大きなハードルを越えなたくさん問題もありますので。

ただ、具体的にはいつごろどうかという話は、今のところ現在計画としては、私どもとしては今現在では計画年度いつまでということは一切ちょっと考えてはおりません。

○高笠原委員

計画年度は考えていないけど増築をしなければいけないなと、こういうことは議題といいますか、そういうふうになっていると、認識もしてると。ことしについては、豆の木は定員50の中で85と、こういう数字ですね。それから長期も37人と、こういうことで、ほんとに利用されるお子さんがすごく多いと、そういう認識を持っているということですが、増築ということは頭の中にあると。だ

けど、建設場所だとか、そういうものですか、今、いろいろ考えている中では。そこのところはどうか。

○子ども課長

皆さん御承知していただいていると思うんですが、花山児童センター豆の木クラブの場所ですが、小学校の敷地の中にあるということで、非常に狭いということで、一番ネックになるのがそこら辺の問題かなと思っております。

以上です。

○高笠原委員

市長にお尋ねをいたします。

今こういうお話の中で、知立小学校の中に花山児童センターが建設されておりますが、敷地の問題で増築をどういうふうにしようかと、こういうふうに担当の方も部長も悩まれているらっしゃるんだろうと、こんなふうに思いますが、その点について、市長はどんなお考えを持っていらっしゃるのか。部長は計画年度は今のところ考えていないとおっしゃられましたけれども、二つ合わせてお聞きをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○林市長

花山児童センターの増築というか、今、豆の木の登録人数が長期で37名、通常は85名で多いという認識で、担当の方も私も多いなということを担当の方からも聞きまして、そういう思いはある中で、これからどうしていくかという中で、先ほど申し上げましたように、まずは西児童をやって、その後にやるとしたら次はこの豆の木なのかなということ担当と話させてはいただいております。

そうした中で、じゃあどういうふうにやっていくかということまでまだちょっと私の頭の中ではないわけでございます。これから先ほど申し上げましたように、担当の方と話し、検討していかないといけないところかなというふうに思っております。

以上です。

○高笠原委員

市長が、やっぱりそういうふう増築をしていかないといけないと、こういうふうなお答えですので、ぜひ西の次には花山と、こういうふう

にさせていただきたいと思いますが、確認をして、市長よろしいですか。そういうふうで西の次には花山と、こういう順番で市長、確約をお願いできますでしょうか。もう一度お話しください。

○林市長

今のこの現時点見ますと、先ほど担当の方からも言いましたように、西の次に人数的に多いのがこの花山かなという認識は持っております。

そうした中で、増築していくやり方があるのか、そのほかどんなやり方があるのかということを含めて、これについては今後、担当とどんな形がいいか検討をしていかないといけないという認識は持っております。

○高笠原委員

担当の方としっかりと検討をしていただきたいと、こういうふうに思いますし、今の市長のお話の中からいけば、現時点の人数ではありますけれども、西の次には花山と、こういうふう理解をさせていただきます。

それで、知立小学校の敷地内であって、その隣のということも現実難しい面もあるんだろうと思うんですが、そうなりますと土地の問題もありますし、増設年度、こういうものも出てくると思いますので、そういうところも含めてきちんと検討をしていただきたいと、こういうふうに思いますので、ぜひお願いをいたしますし、担当の方もそのように準備を進めていただきたいと、このように思いますが、担当の方としてはいかがですか。

○福祉子ども部長

今、市長答弁されましたように、花山児童センターに対しての開所に向けてという考え方は同じです。

ただ、具体的にどうしていくかというのは、私の方からは今の時点ではちょっと具体的には申し上げられない現状です。

○高笠原委員

現在のところ細かいところまで出てこないことはわかりますが、ぜひ検討といえますか、計画をしていただきたいと、このように申し添えておきます。

それで、児童クラブなんですけど、指導員といますかね、兼任で働いてくださっているところがありますよね。昭和と八ツ田とか猿渡、南とこういうふうで、1人の方が両方をかけもちいうんでしょうか、曜日によってなんですけど、この点について所見を聞かせていただきたいと思います。

○子ども課長

現状では確かに児童館と児童センターをかけもちでやってる職員がいます。今の時点でどうしたらいいかということは、ずっとここで答えできなくて申しわけございませんが、その辺は考えていく必要があるのか、ちょっと一遍検討してみたいと思います。

○福祉子ども部長

やはり兼務というのは現実やっておりますが、今の職員が十分二つの児童クラブと児童センターを兼務して今やっておりますが、十分に対応はしてもらえるとあってますし、今後もやってくれるというふうに思っております。

○高笠原委員

それで、ほかにはありますか、ほかのクラブ、センターこういったところで兼任のところは、今私が言いましたところ以外に。

○子ども課長

南児童センターの職員が猿渡児童クラブを兼務してるかと思えます。それから、西児童クラブを西児童センターが兼務しているという状況です。

○高笠原委員

そうしますと、昭和と八ツ田が兼務、猿渡、南、西がそこに加わって3カ所といますかね、三つのところがあるわけですけども、それで、このやったださるだろうということでもありますけれども、不都合だとかそういうことはないわけですか。

○子ども課長

今の時点で、私が担当の方から聞いている範囲では、先ほど部長もお話あったように、問題なく運営していただいている。精いっぱいやっていただけるようなことで聞いております。

以上です。

○高笠原委員

1人の方がこちらに何日、あちらに何日と、こういう勤務ですよ。それで、子供にはしっかりと目が行く届いた方がいいわけですので、こういう兼任の状況じゃなくて、1カ所1カ所のこういう勤務と、人がふやさなきゃいけないわけですけど、そういうふうにはならないんですか。そういうお考えはあるのかどうか。

○子ども課長

確かにセンターそれぞれありますので、多ければ多いほどいいのかなというふうには思いますが、ただ、ほんとに今現在それぞれの職員が一生懸命やってくれて問題なく進んでおるものから、今のところは考えがないわけですけども。

以上です。

○高笠原委員

不足がないようにしっかりとやっていただきたいと、こういうふうに思っていますので、今後はできれば兼任というのはない方がいいと思いますので、ぜひきちんとした勤務にさせていただけるとありがたいと、こんなふうに思っております。

それで、先ほど馬場委員からも質問がありました。子育て応援特別手当給付事業費、このことについて、まずどういう事業だったのかということをお聞かせいただきたいなと思います。

○子ども課長

経済情勢が厳しい折に、子供の多い世帯の特に幼児教育期における子育て支援を目的に幼児教育というんですか、幼児の第2子以降の子がいる世帯の世帯主に対して応援手当を支給するという事業でした。

○高笠原委員

2子の就学前の子供、3歳、4歳、5歳ですか、3月末ぐらいでしたか説明をお聞きしたのは、1人当たり3万6,000円、それから対象者が1,350人で、うち外国人が60人、世帯主に支給と、所得制限がないと、こういうふうに聞いておりましたけど、これは変わりがないでしょうか。

○子ども課長

変わりはないです。

○高笠原委員

それで、先ほど馬場委員からもお話がありましたように、今後の第2次補正予算のお話がありまして、今度県の説明があると、こういうことですね。

それで、県の説明を聞いてみないと中身についてはわからないと、こういうことでしょうか。今度は1子の3歳、4歳、5歳と、こういうふうに言われておりますけれども、中身については、今私が世帯主に支給をするんだとか、所得制限がないとかそういうものについてはもうわかっているんじゃないでしょうか。

それと、ある程度の対象者、こういうものももう試算されていらっしゃるのか、わかれば聞かせてください。

○子ども課長

申しわけございません。1子からとかそういうただざくっとしたところぐらいで細かいところは承知しておりませんので、申しわけございません。18日だったかと思うんですが、詳しい説明会がございます。そちらの方で一度聞いていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○高笠原委員

部長も御存じないですか。

○福祉子ども部長

インターネットでの国の状況は見させていただいた中では、3万6,000円の第1子以降ということだけは確認しましたけれども、その細かい、想像で言いますと、今回の実施してる内容と所得制限、その他については変わらないというふうに思っております。

以上です。

○高笠原委員

中身については、先回のものと同じで変わらないと。2子と1子の違いと、その程度で、まだ試算ははじいていないと、こういうことですね。

それで、ちょっとお聞きしたいわけですが、現在のこの補正予算に出ておりますこのことにつきまして、今回は先ほどのお話ですと、97.27%に近い給付が済んでいると、こういうことですね。

それで次に聞く前に、最後まで対象者、残りの未実施の方のところには追及していきたいというふうでありました。全部支給をしていきたいと、こういうお話でありましたけれども、皆さんにしっかりと100%実施ができるまでにどんな方法でやっていかれるのか、残りのわずかですが、2.7%ぐらいになります、そのところについてはどのようにやられるのか、その方法がわかればお知らせください。

○子ども課長

先ほど部長からもお話があったんですけど、広報にも載せたりしとるんですけども、そのほかに対象者先ほど把握した上で、未申請者へのお知らせを送付したいなどは考えております。

あとまた再度広報等による周知が必要かなとは思っております。

以上です。

○高笠原委員

残りについては広報とかそういうふうに言われましたが、既に現在のものについては広報とかそういうものにも出てるわけですよね。

それで、あとわずかな人なんです、その人たちに広報に出しても、それから通知がいつでも連絡がないと、こういうことですか。何か書類の申請が不手際で実施ができないでいるのか、そこはどうなんですか。

○子ども課長

ちょっと私の説明がまずかったのかもしれないんですけども、広報等に載せて啓発はしとるんですけども、まだお知らせの送付はしてありませんので、ただ、広報だけですと今、委員の言われるように、見た、見ないという話があるのかなというふうには思います。

以上です。

○高笠原委員

こういう制度といいますか、こういうのがあってということなんです、まだ受け取ってない方はといって広報に出すのもPRでひとつ大切なことなんです、どういう追及の仕方をされていくのかね。さっき部長は、全部対象者を把握してる

んだとおっしゃったわけですので、その把握してらっしゃるわけだから、どういう事情でね、書類上で不備があるとかそういうことでないのであれば忘れていらっしゃるのか、それから何か理由があるのか、個々に対応していくという方法はとれないんですか。

○福祉子ども部長

先ほど馬場委員の質問の中でお話ししましたように、対象者は私ども把握しておりますので、今月中に催告、お知らせをする予定であります。その中で、もしそれ以後お話が何もなければ、多分ほんとに数人になろうかと思えます。その方については、何らかの形で連絡をとって、100%になるようには努力させていただきます。

以上です。

○高笠原委員

ぜひそういう追及までしていただきたいと、このように思います。お願いをいたします。

それで、今回のこの補正では、国に過年度補助金返還金と、4,860万円ということなんですが、補正の財源内訳これを見ますと、一般財源からも982万8,000円ですか、そして、国庫の方が3,877万2,000円と、こういう構成になっております。それで、この交付金につきましては、全額国庫負担ということで、事務費もいただいておりますよね。239万円事務費いただいているわけですね。それで、3月で合わせて5,099万円、この繰越明許がされているわけですが、なぜここへきて国に返すために一般財源が使われるのか、そのところがちょっとわからないものですから聞かせていただきたいなと思います。

○子ども課長

先に馬場委員にもおわび申し上げなきゃいかんですけども、先ほど対象事業数の支給率の割合を97.27と私言ったようなんですけど、97.21が正しいもので、申しわけございません。訂正させていただきます。

それから今、高笠原委員から質問のありました4,860万円補正を組んだ金額の財源内訳が非常にわかりづらいということだと。確かにだれが見て

もわかりづらいような状況になっておりますので、簡単に説明ができるのかどうかちょっとあれなんですけども、今回の補正計上させてもらいましたのは、過年度補助金の返還金ということで4,860万円、その前にちょっと分けさせていただきます。事務費と本体、いわゆる給付金支援金交付金の方ですね、二つ分けさせていただいて交付金だけの話をさせていただきます。それが4,860万円ですので、その話だけをさせていただくならば、4,860万円は今回、過年度補助金返還金ということで予算を組ませていただいたんですが、平成20年度中にこの4,860万円が歳入されておまして、結果的に先ほどこれも馬場委員の質問で御説明したように、使わなかったということで、一たん返しなさいということで今回補正を組ませていただいたような形です。

4,860万円を平成20年度でいただいて、返還が平成21年度に返しなさいということです。つまり、平成20年度にいただいた4,860万円は、そのままの形で残っちゃつとるという表現がいいのかどうかかわからないですけども、残ったような形になっておまして、歳出の方は当然平成20年度で予算を組んでおりますので、4,860万円を平成21年度に繰り越しさせていただいて、4月に繰り越しさせていただいた4,860万円じゃないんですけども、数字的には五千幾らなんですけども、そこを崩して支払いを済ませていたと。国にお返しする4,860万円については、平成21年度に給付した交付したお金、実数、多分これが当初の4,860万円よりも若干下がってくるわけなんですけども、その金額は請求してくださいという厚労省の指示でありまして、4月に支払った分を国の方へ改めて平成21年度に要求します。それがここに出てくる平成21年度の3,877万2,000円になります。

じゃあ、一般財源はどういうことかと言いますと、平成20年度で入った4,860万円からこの平成21年度に入ってくる3,877万2,000円を差し引いた金額、これが一般財源で入っておりますので、この一般財源が結果的に充てられるということで、これも言い方悪いかもしれないですけど、差し引

き国にいただいた平成20年度にいただいた4,860万円でお返しするというような形になります。ちょっと非常に説明がまずくて申しわけないですけども。

○高笠原委員

間違ってるかもしれませんが、3,877万2,000円というのは、支払った給付をしたお金と、そういうことなんですか。

それで、一般財源の982万8,000円というものは、まだ払ってない、そういうことなんですか。

○佐藤委員長

しばらく休憩します。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉子ども部長

今回の財源内訳のところ少しわかりにくいんですが、4,860万円は平成20年度から平成21年度に繰り越して、もう財源で充てられています。そこから今現在その財源で繰越明許費の中から支払いはしております。ですが、今回返還をなささいという話になりましたので、4,860万円はとりあえず国へ返すと。その中で、今回財源の中の3,877万2,000円というのは、平成21年度で新たに実態としても既に97%近くの実態に即した補助金を平成21年度に申請します。その差額として982万8,000円という財源内訳なんですけど、結果的には平成20年度は不用額として982万8,000円出ますので、今回の一般財源と差し引きゼロということで、実害については申しわけないんですけど、予算上では今回一般財源という形になるという説明でございます。

以上です。

○子ども課長

国庫で入ってきた平成20年度分の4,860万円ですけども、過年度になりますので一般財源扱いになってしまいますので、一般財源扱いのままそっくりそのまま、説明がもっと簡単にシンプルにい

けばよかったですけど、そのままこっちにきますので、それを使っても支払ってますので、入ってきたお金と残った分を足してお返しするというような形になります。

○高笠原委員

わかりました。もらったものは全部返してくださいと、とりあえずはね。それで新たに使ったものは、また請求をすると、こういうことなんですよ。

それで、事務費についてはどうなんですか。239万円、これも繰り越されてますよね、平成21年度に。この点については、こういうようなことはないんですか。

○子ども課長

事務費については、いただいたお金をそのまま繰り越して平成21年度に繰り越しを許可をいただいて平成21年度に使うということについては問題ありません。使わせていただけるということでお話し、そういう形になっておりますので。

○高笠原委員

事務費については差額はないんですか。

○子ども課長

事務費は実際に平成21年度で金額的に要求したのは173万円で、うち使ったのが31万9,000円余りました。残りの分については、繰り越しさせていただいているような形になります。

○高笠原委員

もちろん返還の行為については議会の議決を得てからということになると思いますが、いつまでにしてくださいとかこういう指導はあるわけですか。もし返還予定日がわかれば聞かせてください。

○子ども課長

返還の予定は、結論から言いますと、まだ決まっておりません。

ただ、余談になるかもしれないですけども、先に組んでおかないと、いつ請求があっても対応できるようにということを考えると6月補正でお願いしたいというような形です。

以上です。

○高笠原委員

返還をしてくださいというそういう期日については、まだ連絡はないと。だけど組んでおかないとということでこういう行為がやられたということですね。わかりました。

それで、少し子育て支援ということでお聞きしたいわけですが、一般質問の中でもありましたが、保育園の保育料の減免、このことについて少しお聞かせいただきたいなと思うんですが、この不景気の中ですので、仕事があったけれど失業して収入が全くなかったというふうなので他市との関係もあって3カ月だけと、こういうことでしたけれど、これについては拡大ということはないのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○子ども課長

今の時点では、議会で確かに少し話があったかと思うんですけども、他市に比較して3カ月という長い期間やらせていただいていますので、今現時点ではこれをどうこうということは考えておりません。

○高笠原委員

それで、久田委員がお聞きするといってるからあれなんですけど、先ほどもお話がありましたふるさと創生雇用の問題ですが、馬場委員もこういうものに充てていただきたいんだと、こういうふうなお話がありました。

それで、委員長も一般質問の中で訴えられておりましたけれども、産後ヘルパーとかそういうものも今、核家族化して、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんと一緒に住んでいるとまだ手はあるんでしょうけれども、核家族になって産後の人手が足りないというふうなことや、また相談事、こういうものに対しても産後ヘルパーが必要なんだと、こういうふうには訴えられました。

それで、この仕事なんかも社協とかそういうところをお願いをしてやっていただけたらいいかなと思いますので、そういうものもぜひ検討材料にさせていただきたいわけですし、以前学校司書のこともあって、その後名前は違

いますが、それが定着をしてきて現在も継続しているというふうな例もありますのでね、ぜひ委員会は違いますけれど、いろんなところに皆さんにもう既に案内は出されているとは言いますが、いろんなところからたくさん声を上げていただくようにしていただきたいと、こういうふうに思います。

それと、同じ社協に対してではありますが、私も質問いたしましたけれども、かきつばた資金の増額ね、こういったものもこの部署ではないわけですが、働きかけをしていただくと。さっきの産後ヘルパーも社協ですのでね、社協なんかはどうだろうということで働きかけをどんどんしていって、この庁舎の中だけというふうには考えないでいただきたいなと思います。

それで、知立団地の中で自治会がこの6月1日から日本語教室を始めております。初級と中級と、こういうふうで、現在ある程度のよりすぐった人たちに教えているわけですし、80名ほどが今、受講をしております。それで、今そのランクから少し外れてきている人たちや今の申し込みのまだ残りの人たちを1クラスにして、来月からもう一クラスふやしていく、そういう計画を持っております。教室の使用料といえますかね、そういうものに約6カ月間の試算ではありますけれども、10万円かかりますし、講師料とかいろんな問題が出てきます。こういったところにもこのふるさと創生の事業と緊急雇用創出事業とか、こういうものにぜひ当てはまれるように指導もさせていただきたいし、対象にさせていただきたいと、こういうふうには思うわけですが、ちょっとどんなお考えを持っていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

○経済課長

先ほどもふるさと雇用ということで、6月12日の緊急対策本部の中で御案内をさせていただきました。

今それぞれ申し上げられました事業がちょっとあるのかなのか検証してみないとあれですが、一応県内で行っております県をはじめとする事業

のメニュー、それから各市町村で行っている事業等も御案内をさせていただいておりますので、先ほど申し上げありました事業等について検証して、より掘り起こしをしていただくようお願いをしたと思います。

○高笠原委員

私も委員会外の担当もありますけれども、ぜひ掘り起こしをやっていただきたいし、議会の中もいろんな議員からも声が出てますので、落ちがないようにしていただきたいと思いますし、市民部長も9月補正でしっかりまとめていくと、こんなようなお話もいただきましたので、そこを一言お聞かせいただいて質問を終わりたいと思います。

○市民部長

答弁が重なると思いますけれども、とりあえず今回の国の補正の積み増し分、これについては緊急雇用ということで県内の事業の例題も載せていただきました。

それから、ふるさと創生につきましては、今回の積み増し分がございません。今年度事業も知立市でございませんでしたけども、来年度の当初予算には間に合うようにということで早々と6月12日の本部で説明をさせていただきました。

それから、もう一つ、今議会の一般質問とか質疑で、それから委員会でもこのようないろいろ事案を提案されましたので、それも含めて検討するようという指示がございますので、そこら辺は今度の県のヒアリングまでには内々で県の方と担当課から事案があがりましたら相談に乗っていただくというようなことでヒアリングに向けていきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員長

ここで午後1時まで休憩とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○久田委員

一、二点ちょっとお尋ねします。

きょういただいた認定申請書の資料ですけれども、これはどういうふうにして市役所の職員の方が調査して銀行経由で保証協会に行くというその流れを教えていただきたいんですけども。

○経済課長

全国緊急制度の申し込みということでございましたので、お手元の方にお配りさせていただきました。この中小企業信用保証法認定申請書ということでございまして、この申込書は経済産業省の指定を受けました業種、現在760業種でございまして、であるか、また最近の3カ月の平均売上高、または販売数量でございまして、前年同期に比べて3%以上減少しているかを私どもの方で確認をいたしまして認定をするものであります。

市では今、申し上げた3%の確認と業種が該当しているか否かを認定するものであります。ですから融資を受けるためには、この認定証明を受けて関係書類を添えまして取扱い金融機関を通じて信用保証の委託申込また別途あるわけですが、それを県の信用保証協会の方へ提出いただくこととなります。

ですから、信用保証料補助金につきましては、融資を受けた後に保証料の支払い証明書をつけて市に申請をしていただいて補助をさせていただきます。

以上でございます。

○久田委員

ありがとうございます。最近の借入れ状況はどうですかね。ふえてるとか減ってるとかわかります。

○経済課長

ちょっと実数については持って来ておりませんが、認定につきましては、やはり昨年の10月からこの制度始まったわけでございますが、やはり年内12月までは非常に多ございまして、やはり3月ぐらいまで多ございました。ここ4月、5月、6月とはやっぱり減っているというところちょっと誤解があるかもしれませんが、以前ほどではないように認定の件数ですね、思っております。

また、補助につきましても、それに準じたような格好でございます。

○久田委員

課長、今回国の方は1.4兆円ぐらいの補正予算を組んでおられるわけですが、この1.4兆円というのをどういうふうに考えてみえます。

国の補正予算が1.4兆円組まれておるけど、これをどういうふうに課長は認識してみえます。

○経済課長

大変申しわけございません。この1.4兆円というのはちょっと把握、私は詳しくはしておりませんが、すべてこの融資に関するものではないのかなという思いはあるわけでございます。

○久田委員

多分ね、私が思うとね、今預託で1億円積んでるでしょう。市が1億円かな、それで愛知県が2億円かな。それで何倍ぐらい保証協会の融資保証が出るでしょう。だけど、多分僕が思うと、この1.4兆円というのが保証協会の枠にいっちゃうと思うんだわ。現実にはそんな金でいかれへんもんね。そこら辺を結局ね、貸し渋りが始まるか始まっておるんだよね、きっとね。市の方で何とかいい対策ないですかね。

○経済課長

今の貸し渋りということでお言葉があったわけですが、実態についてはちょっと詳しくは私どもの方ではわかりませんが、要するに、貸す方法を拡大するというような意味であろうかと思いますが、ちょっと適切ないい方法ということでお求めでございますが、今持ち合わせた御回答がございません。

○久田委員

中小企業の人、ほんとに大変だと思うんだよ。借りたい人は貸してもらえなくてさ、借りた人は地下倉庫へどばっと現金積んどくとかね、そんなような時代が今、始まってきてね、今、大手消費者金融ね、プロミスあとかアイフルだとかアコムとかいうて4大消費者金融があるでしょう。あそこも貸しはがしに走っておるんだよね、無担保はね。だから、大手のそういう消費者金融が貸しは

がしに入るとるとということは、僕は、もう銀行の方はもう既にその前から情報をキャッチしてやるとるじゃないかというふうに思うじゃんね。それなもんで、こういう認定証があったら一回市役所の職員の方でもいいもんで、銀行へついて行ってもらってしっかりお願いするだね。保証協会なんて1.4兆円もがばっとこうやって、協調倍率がどうのこうのというて言っとるけど、そんな全然関係ない話だもんで、ふえていけへんということで、一回銀行によく足運んでもらうというか、一回聞いてみてください。

○経済課長

直接市の方PRすべきことかということもあるわけでございますが、県の保証協会ということでホームページ、そういったところ等で県の保証協会等のチラシもございまして、利用拡大する意味でも御案内をさせていただきたいと思えます。

○久田委員

保証協会のやつは窓口にあるわけね、パンフレットが。だからそういうアピールも大事かもしれんね。とにかくね、ひどいもんだで、一回よう研究してください。

以上で終わります。

○石川委員

私も一、二点ちょっとお聞きしたいと思います。

今、商工振興補助事業ということで保証料の補助金という形で637万5,000円が補正されたわけですが、ということは実態として随分補助金を出さないかん件数がふえてるというふうに受けとめていいわけですねと思えますけども、どの程度どのようにふえたかということを実態を教えてください。

○経済課長

今回の補正とあわせて答弁させていただきますが、資金繰りに苦しむ中小企業の安定のため、昨年10月にされました全国緊急、それを補助金を拡大をしてまいったわけでございます。

今回の商工振興信用保証料の補助補正637万5,000円、昨年10月から27件の補助をして、4月からも14件1,263万円となりまして、従来の経済

環境適用資金、セーフティネットでございますが、合わせて520万円の当初分で計上した額となっております。

今後の見通しとしましては、今回の補正の部分で77件、これは全国緊急の平均の補助額も8万3千円ほどでございますが、その辺を見込んでおりまして、県の保証協会が見込んでおります前年度比の約1.7倍になるのではないかなという予想でございますが、それを合わせまして1,159万6,000円を予定しております。

以上でございます。

○石川委員

1.7倍ぐらいの今予想だということで、それ私も今、久田委員が言われましたけども、今実態どんなもんですかね。例えば、利率どれぐらいで貸し出しが行われているかというようなことをつかんでみえますか。教えてください。

○経済課長

今回の全国緊急、いわゆる原材料価格の高騰による緊急保証でございますが、固定利率ということで年1.5から年1.8%、保証料約0.79というような内容になってございます。

○石川委員

わかりました。今、1.5から1.8、この利率決めるには金融機関が決めるわけですか、その貸し出し相手に対してということはどうなんですか。この1.5から1.8ということなもんで、例えば、名古屋銀行、今まで取り引きがあつてとかね、その後行って借りたいということになったときに、その人に対しては1.5なのか1.8だとか、そういうのは銀行が決めるわけですか。

○経済課長

ちょっと詳しくは、大変申しわけございません、銀行との中で決められるものと思いますが。

○市民部長

一応信用保証協会は、その保証する協会ですので、お金を貸すところは取り引きのあった銀行等だと思いますので、そこの中で金利は決まってくると思います。

したがって、固定の金利のところもありますけ

ども、今パンフレット見ますと、全国緊急につきましてはそのように書いてありますので、貸し出しする銀行の利率になると思われれます。これ、憶測で物を言っています。

○石川委員

そういうことでしょけども、やはり担当のところの部署だったらね、今、市中でどれぐらいの金利でそういうふうに通じているかなというぐらいのことは知つていてくださいよ。銀行の人に聞いてみてもわからせんわ、どれぐらいやなとか。これは保証するわけなんだから、それぐらいのことは担当の人は覚えておいとかなあかんと。知立の銀行で幾らで金利で出しておるかというのは、そんなぐらいのことは、ぜひ勉強しておいてほしいと思いますね。そうせずに保証料だけきたらばかつかつ出すというようなね、それではあまりにもそういう補助金を出すのが、ただ機械的に出しておるというだけの話になっちゃうじゃないですか。それじゃあやっぱり担当として寂しいですよ。やはり経済の動きとか知立での動きとか、そういうものはやっぱり当然アンテナ張つてもらわんといかんとしますね。

そうしないと、結局これは認定証をもらいにきたり、資格認定ですか、きますけど、これらは機械的に、この業種に入ってる、これ3カ月ほど売り上げ落ちるとなるとぼんというだけの話じゃあ、やっぱりその人の実態ということを知るべき必要もあるじゃないですかね。そう思いますので、今、市中でどういうふうだとか、恐らくこういうのを頼みに来る人というのは、なかなか銀行で話しても難しい部分もある。何とか助からんかなというような部分で来られるような人もあると思うんですわ。銀行の方であわせて資料やっちゃってやりましょうかという簡易的なあれもありますけども、そういうふうで行われちゃうこともありますけども、実際にはね、だけど担当としては、ぜひそういう勉強をしておいていただきたいと思います。

ということで、実態としては1.7倍ぐらいの件数がふえるということですが、これから先はどうもちよつと落ちついてきたなという今、課長のお

話だったですけどね、ほぼ落ちついてきたという形で考えとってもいいでしょうかね。そこをひとつお答え願いたいと思います。

○経済課長

最初に、先ほどの金利の関係でございますが、固定金利ということで1.5から1.8ということで、この部分につきましては、貸付期間によって1.5から1.8ということで訂正をさせていただきます。2年以上3年以内が1.5、4年以上5年以内が1.6、順次あと6年から7年が1.7、9年以上10年以内が1.8ということでなっておりますので、その年数に応じる固定ということで御理解をいただきたいと思っております。

あと、今の落ちついてきたかということでございますが、いずれにせよ昨年の10月から始めた緊急制度でございますので、ちょっと比較する部分がないわけでございますが、以前の年末あるいは年度末までにかけての件数と思えば減ってきたなという実感の部分でございますので、今後、経済の成り行きで、また山が来るのか、このままいくのかというその辺の見通しがあるのかなとは思っています。

○石川委員

わかりました。固定金利ということで、これは商工振興事業商工振興資金だから、皆固定金利ですか。確かにパンフレットにはそういうふうになっているかも知れないですけども、実態そんな固定金利というのはなかなかやらないで、特殊な資金として銀行の方が見れば固定金利なのかも知れないですけど、今なかなか固定金利というのは、そんなことをとる金融機関というのは珍しいかなとも思うんですけど、これは制度に乗った資金ということなので固定金利なんですかね。ちょっと私は疑問に思いますがね、ほんとに固定金利ですかね。それで、その固定金利にプラス0.79とおっしゃった0.79が保証料のあれになるわけでしょうというわけでしょう。その0.79の部分を補助しますという形ですね、そういう形だと見ていいわけですかね。ちょっともう一回説明してください。

○経済課長

今の固定金利の部分でございますが、これは全国緊急について固定金利ということで御理解をお願いし、また、ほかのセーフティネット等あるわけですが、その資金状況と申しますか、内容によってその辺は違います。保証料は年0.79ということで、私どもの方に申請をいただいた中で、10万円を限度でございますが補助はさせていただいておる状況でございます。

○石川委員

固定金利ばかりじゃなくいろいろな資金があるわけでしょう。ですから、最初に金利と聞いたときにも固定金利と言われるので、そんなものばかりじゃないよと思ったんですが、緊急資金については固定金利という解釈でいいわけですかね。

これ、通常のとくと同じ保証料の補助金でしょう。通常こういう事態にならないときでも10万円か何かで抑えられておりますしね、市の方の補助金ということですよ。余りそれにこだわっていてもあれですけど、金利の状態が固定金利どうのこうのという話になるものですから、固定金利で1.5とかそこら辺でずっと推移していただければね、ほかの資金等はもうちょっと高い分もあると思っておりますけど、市の方の役目としては補助金を出すのは保証料に対してだけだから上限が10万円ですよ、そういうことで、別に今までのあれは変わったわけじゃなくて、その件数がふえたからその分だけ今、補正したと、こういうことでいいわけですね。要するに件数がふえたと、緊急資金とかそういうものが出てきたので、件数がふえた。それに対して、これだけの補助金を6百幾らですか、そういうお金を補正したんだというふうになってきたから、そういうことでいいわけですね、今回のこの補正の中身としては。

○経済課長

この保証料補助の関係でございますが、これは従来から補助金の交付要綱ということでございました。その中には、今まで商工業振興資金の貸し付け等に対応しております、そういった中に今回の昨年10月から始まりました全国緊急を加えたものでありまして、10万円を限度としておること

には変わらないんですが、100%補助させていただいて、例えば、9万9,000円だとしますと10万円を限度としておりますので、100%の全額になるわけですが、従来からあります経済環境適用資金、あるいは操業関係保証の分につきましては、500万円までの借り入れにつきましては50%、それから、500万円を超える部分につきましては40%ということでしたので、これちょっと今回の全国緊急とは色分けと申しますか、そういうふうに分けておけるのは実際でございます。

と申しますのも、やはり今回の緊急ということで中小企業の救済の中で組み入れ、行ったものですから、この部分においては100%の10万円を限度ということにさせていただいております。

○石川委員

わかりました。今までと変わらず10万円が限度だということで、何らいろいろな名称の資金がありますけれども、保証料としての補助は変わらないと、こういうふうに理解しておいていいわけですね。件数がふえたので補正をしたと、こういうことでよろしいですね。わかりました。

次の方にまいります。

緊急雇用創出事業、先ほどからもちょっといろいろ議論がありましたけれども、実は、申請しても却下されたという部分もありました。それで、いろいろこれからどういうものをやればいいのかということで対策会議ですか、そういうのもやられたということでございますけれども、大体3カ月から6カ月ぐらいのことなものですから、落ち葉を拾うといったらおかしいですが、木を切ったりとかそんなようなほんとに単純的なものを作ってこられたのかなと、果たしてこられたのかなという印象を受けるんですけども、実は、本会議でもちょっと、たしか村上議員ですかね、廃油の回収とかああいうものに取り組んだらどうだと。例えばその施設投資資金というのをね、大体ああいうのはちょっと昔のあれでしか覚えていないのでいけません、500万円ぐらいかけるとできるよと。その機械を入れるのが大変だというようなことをちょっと前に聞いたことがあるんですよ。そう

すると、そういうものの投資のお金を使うことはできないわけで、例えばそういう機械を入れれば、そこへ常用的にずっと3カ月じゃなくても6カ月でも人が1人か2人は必ず仕事されるんですよ。これはシルバーが請け負ってもらうのもいいですけど、というような形になる。そういうものを考えた方が、あと永続的にずっと続くから非常に効果的じゃないかなと思うんですけど、そういうものには使えないんでしょうかね。これはどなたに聞くとわかるのか、お願いします。

○経済課長

緊急雇用の部分でございますが、今言った例えば今の廃油の件でございますが、雇用の創出ということが根底でございますので、人件費率、そういったものが75%以上という部分がございますので、例えば今言った施設の投資において、クリアできる部分があればいいですが、ちょっとやっぱり何百万とその設備にかけるとなると、やはり人件費分を75%保つというのがなかなかできなくなるというその要綱の中にもありますので、やはり人を雇用するというのが専らな方向になるのではないかという思いはあるわけでございます。

ふるさともにおいても同じような人件費比率というのがございますので、私もそのようなことは確かに思いましたけど、人件費比率の中でクリアする部分が発生しますので。

以上でございます。

○石川委員

わかりました。要するに人件費が75%ぐらい占めておらないかと、総事業に関してねということがあるので、そういう事業しかできないなということでしょうね。それはわかりました。

次に、もう一点だけお聞きしたいんですが、今、我々同僚議員の坂田委員の方から質問がありました。祝い金の話の中で、ホームページに大変なミスをしたというんですが、まず私、基本的なことをちょっと教えてほしいんですが、ホームページにその記事を載せるとき、どういう手順でやられるのかということをお聞きしたいと思っております。

○長寿介護課長

ホームページに掲載される順位ですけど、まず担当職員が基礎をつくります。それで課長職の者が内容を見まして承認をします。承認をされたものが情報管理課の方で最終チェックを受けて公開されます。公開されたものがホームページに載ります。

それで、内容に誤りがあった場合につきましては、逆な方向で取り下げを行います。私どもの方から情報管理の方をお願いをしまして、一度とめてもらって、最初原稿をつくったものに差しかえということで戻ってきますので、そうしますと公開になっていたものが停止をされて、いつか掲載されなくなるわけですね。その期間といいますのが、処理を行って60分ぐらいは経過をたたないと処理ができません。誤って一回直してしまいますと、60分間は訂正がきかないというのが現状だと思います。

今回の作業におきましては、これはいいわけになってしまうんですが、高齢者施策の中の一環として敬老祝い金というのがありますので、担当の方が敬老祝い金議決後に載せる予定でありまして、いろいろな施策の中のもの常時内容が変わるものについては変えておりますので、あわせて修正をさせていただいて、幾つかの項目を承認しなければいけないのを送っていただくんですね、私のところに。私が間違えてしまって敬老祝い金も承認をしてしまいましたのでこういうことが起きてしまいました。すべて私の責任でございます。

○石川委員

今のお話ですと、担当が原稿をつくって、その上の課長に提出して、課長が見て、それでオーケーになるとそれも企画の方ですか、ホームページの方へ持っていったらということなんです。そこで管理課というんですか、それがあって原稿を見て、間違いはない、じゃあいくかと、そういう形ですね。

それでいいのかなというところが今はもう非常にびっくりしたんですね。そういうのを防ぐためにいろいろ課長とかいろいろセクションがある

はずなのに、ずっと通って行ってしまって、視聴者から言ってもらわないとそれがわからないというそういう体制でいいのかなと思うんですがね。非常にそれを疑問に思います。スピーディにやらないかんといえは余りセクションがない方がいいんですが、ようけいろいろな判をぼんぼん押ししますじゃないですか。それは課長の判まででいっちゃうというんですか、ちょっとそこら辺のところがどうかなと思うんですけどね、いかがですか。部長お答え願えれば。

○保険健康部長

今回のことは大変申しわけのないことではありまして、常平生から職員に対しまして、きちんと目的意識を持って仕事をするようにというそういう指示をしていなければいけなかったわけですけども、今回このようなことが起きてしまいまして、大変申しわけなく思っております。

通常の広報ちりゅうへの掲載ですと、これが部長までの決裁になっておるわけですけども、ホームページへの決裁といいますか、掲載につきましては、課長が最終的な権限を持っておるということで、課長が見てそれでオーケーならそのままホームページへいってしまうというのが現実でありますので、今回こういったようなことが起きたので、一度この辺も見直していただけることができるかどうかお話をさせていただきますけども、何せ常平生から職員に対しまして、きちんとした目的意識を持って、現状認識を持って仕事をしていただけるようにこれから十分指導をしていきたいと思っております。どうも大変申しわけございません。

○石川委員

やはりもうちょっとね、今ホームページというのは、ほんとに世界で見られるわけですよ。ものすごい広範囲。それはちょっとつかつなことをやれば、それ全部いっちゃうわけですから、ここで副市長どうですかね、そういう体制をもうちょっと考えてもらわんと、今後もこういうことが起きると思いますが、これはまだ内部的な、内部的と言ったらおかしいですが、今回のことについては知立市内のあれで済みますけども、これ大変な

ことだと思いますから、もうちょっと制度を何かしっかりと確立せないかんではないかと思いますが、副市長どうですか。

○清水副市長

今の御質問者、石川委員の御指摘でございますが、大変今回のことにつきましては、いくら新しい最先端の技術をもってしても最後は人間の目で確認するということでございますので、いろんなITCが情報化時代とはいえ、最終的な人間の目のチェックというところが少しというよりか、今回は欠落しとった。そういうことでは大変申しわけなく、おわびを申し上げたいというふうに思います。

今の石川委員の御質問にありました、もう少しチェック体制をきちっとしたらどうだ、また、セキュリティを含めたそういう管理体制どうだということでございますが、基本的には今の知立市のホームページの運用については、きちっとしたルールに基づいて行われておりますので、私は、今特にそのシステム等を検証ということ、これは日々必要なことでありますけども、今のシステムはこのまま継続させていただきたいなというふうに思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、いくら情報化社会でいろんなものが便利になったとはいえ、やはり以前にも石川委員から議会への提出のいろんな資料も訂正が何回も入ったりというようなことでどうだというような御指摘もいただいたわけですが、こういったところも、ある意味ではいろんなワープロというような新しい機械に頼って私たち職場でやっておるわけですが、そういったところの最終的なチェックが少し緩かったというようなどころでの反省があるわけでございます。そういったことも今回のものもそういった意味では、同じような人間の最終的なチェックをきちっとやらなくてはいけないんだということを再認識をさせられました。

もう一つ、今回のことも御指摘がありましたけども、やはりチェックは何重にもやるということに越したことはございませんが、ホームページも

日々のいろんな情報を常に更新をして、最新のものをやっていくということになりますと、その辺の迅速性と確立性というところが非常になかなか思いがあるわけでございますが、そういった迅速性というような部分も求められております状況もございますので、その辺はもう一度きっちり検証をさせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、繰り返しになりますけども、最終的には機械ではなくて人間が最終的にチェック、ゴーサインを出していくという、これは広報でも活字媒体でもホームページでも同じでございますので、この辺は変わらぬ注意力が必要だという認識でございます。

○石川委員

当然それは各セクション、それから次の段階の人もしっかりチェックするのはもう当たり前のことなんですけど、やはりそれをチェックしながらいくというそのことをしっかりと定めてもらわないと、これは今のままでそれでいいんだと言っちゃえばそれで終わっちゃいますからね、そこら辺をしっかりとこういう段階を経ないかんのですよというはっきりした組織にしておかないと、決めておかないと、これからホームページで一番大事な要素を含んだ情報源何ですから、間違えた情報を伝えるというのは大変なことなんです。信頼を失うものにもなりますしね、そういうものからしても、そういう順序立て組織といいますかね、それをしっかりと確立してほしいと思いますし、それと、そのセクションから出てきたやつをホームページの係、管理課ですか、管理係ですか、そんなところを見るんだけど、そのときにでもやはり全体、誤字脱字があるかぐらいのことは見るだけなのか、もうちょっともう一步進んでね、庁内的なものからどこから出てこようが、これはこういうんだというような目で見られるような人がもう一度チェックしてから出すべきだと、そういうふうに思いますがね、ぜひそういう組織を確立してもらいたいと思いますが、いま一度お願いします。

○清水副市長

石川委員の御指摘ごもっともだというふうに思います。市のいろんな意思決定に当たりましては、決裁規定といういわゆる専決者を決めて、この問題については課長専決でよろしい、この問題については部長専決です、こういう問題については市長決裁ですというような決めの中でやらせていただいている。

そういった中で、先ほども御答弁させていただいたわけですが、御指摘の趣旨は十分理解いたしますので、そういったところのチェック体制のあり方も含めて、この辺は担当者会等も開いておりますので、そういった中で徹底をしていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号について、挙手により採決します。

議案第37号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第37号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時42分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第4号 住民の暮らしを守り、生活保護の改善を求める陳情の件を議題といたします。

御意見等ありましたら発言をお願いします。

○杉原委員

それでは、住民の暮らしを守り、生活保護の改善を求める陳情書について述べさせていただきたいと存じます。

生活保護は、確かに憲法25条に基づく最低限度の生活保障をしていく制度です。しかし、そのほか憲法では、勤労の義務、納税の義務を定められております。

近年、新聞、マスコミ等の報道においてお聞きになられた方もあるかと存じますが、国民の中には、将来年金がもらえるかももらえないかわからないから年金を支払いたくない、支払わない。最終的には生活に困ったら生活保護を受ければよいといった報道を耳にしたとき、私自身驚きを感じました。権利ばかりを求め、義務を果たさない国民が増加すれば、国は大変な事態になりかねないと考えます。

このようなことを踏まえ、生活保護に関しては、行政でしっかり精査し、審査した上で支給すべきと考えますので、不採択でお願いしたいと存じます。

以上です。

○馬場委員

陳情第4号 生活保護の改善を求める陳情書については、今日の経済危機のもと、職を失うという事態の中で、生活保護受給者がふえている現状の状況の中で、生活保護の適用が速やかにできるようにすることが求められているわけでありまして、生活保護受給条件に沿って申請受付が公平に適用していただきたいという観点から意見書を提出していただきたい。本陳情書は採択でお願いします。

○水野委員

私は、不採択の立場で申し上げます。

なぜならば、この生活保護が受給しやすいようにということですが、これは働かなくてもいいという形のものが出てきたり、あるいは働いていても生活保護の方がお金が多いというようなことが多々問題になっております。

そういったことで、やはり本当に必要である方

たちのみ受給できるように、やはりしっかり審査しなければいけないということが一番重要だと思えますので、この陳情第4号については不採択をお願いします。

○高笠原委員

私は、この陳情第4号 住民の暮らしを守り、生活保護の改善を求める陳情書に賛成の立場で討論をさせていただきます。

百年の一度といわれる金融危機に大量首切りの中で、ほんとに生活保護を権利として定着させることがまず大切であります。昨年からことしにかけて取り組まれた年越し派遣村は、その後、全国に広がり、知立市でも多くのボランティアの皆さんの協力のもと、知立団地一日派遣村が実施されました。困っている人が朝の7時から並び、あつという間に66名の人が相談に訪れ、私も参加しましたが、大変深刻な相談ばかりでした。その後も個々に続いています。ほとんどが生活保護の対象者です。

1950年に現行の生活保護法が施行されて、来年は60年になります。今回の派遣村での取り組みは画期的なもので、もっと運用を広げ、定着させることが求められていると思います。生活保護は憲法25条で定められた国民の文化的で最低の生活を守っていくということで、国庫が4分の3を負担するという基本的には国の責任において最低限度の生活を保障していく制度であります。法に照らして本来の運用を実施する上で国も自治体も対応していくことが大切です。

居宅保護の原則から、公園などを現在地として、また居宅確保のための敷金や家賃の支給などで路上や公園からの保護をしていくこと。手持ち金もなく食事にも事欠く緊迫状態にあることから、保護の即日決定、保護費の即日支給など、働ける年齢だから仕事を探して自分でやってくださいではなく、稼働年齢層については働く意思、能力があっても現実に働く場がなければ保護するなど、自治体の対応は前向きでなければなりません。国のイニシアチブが求められます。

陳情書は生活保護が受けやすいようにと訴えて

いますが、述べたほかにもまだまだあり、生活保護運用の締めつけ、生活保護を受け付けない、また生活保護基準の切り下げ、そして小泉政権の社会保障費の抑制策から、ことし4月からひとり親のハンデに対する母子加算の全廃、70歳以上の高齢者の老齢加算の全廃など影響があります。

知立市では5月に申請した人が58件、合計240世帯となり、6月に入ってから10件以上の申請があり、高齢者、障害者、母子障害者などさまざまです。そして、住宅確保の際に困難していることは、現在4万8,100円を認めていただいているが、2人世帯以上となると6万円以上でなければ住宅が見つからないため引き上げていただきたい。そして、生活保護の仕事をしてくださっている職員は、休む間がないほど一生懸命やっています。ことしからケースワーカーをふやし、臨時職員も週3日と人的対応をしていただきましたが、しかし、240人を超えるということで庶務係を配置しなければと思いますが、その点での改善をお願いしたいところであります。

林市長も生活保護の体制をよくしたいと質疑の中でお答えになっていらっしゃいます。ぜひよくしていただきたいと思います。今、市政会の言葉をお借りいたしますと、権利ばかりで義務の主張はと言われました。しかし、生活保護の担当の係の方は、この趣旨もしっかりと踏まえて精査をして、そして対応してくださっていると、このように私は思っております。

よって、陳情第4号 住民の暮らしを守り、生活保護の改善を求める陳情書を国に提出していただきますようお願いをし、日本共産党の賛成討論といたします。

○佐藤委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

それでは、これより採決します。

陳情第4号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手少数です。

次に、陳情第4号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがって、陳情第4号 住民の暮らしを守り、生活保護の改善を求める陳情書の件は不採択すべきものと決定しました。

陳情第5号 最低賃金の引上げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇などを求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等ありましたら発言をお願いします。

○坂田委員

陳情第5号については、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

最低賃金とは、働いて受ける賃金の最低額を法的に保障する制度であり、都道府県ごとの地域別最低賃金と特定の産業ごとに設定される産業別最低賃金の2種類があり、今回の陳情の中で地域別最低賃金を時間当たり1,000円以上の実現を求めており、確かに今回の意見書の中で賛同できる部分もありますが、現状愛知県では、平成20年10月20日から時間当たり731円と制定されており、今回の1,000円以上とはあまりにもかけ離れており、また現状、我が国のおかれている非常に厳しい経済状況、社会状況を踏まえたときに、今回の陳情には賛同できませんので、陳情第5号は不採択でお願いいたします。

○水野委員

私は、この陳情5号につきましては、不採択の立場で討論に参加したいと思えます。

今、坂田委員も申し上げたように、金額の上において1,000円以上ということで、これは現実的に可能な額とは到底思えません。これでは中小企業においても経営が成り立たないと、こう考えるわけでありまして、この陳情第5号につきましては、不採択としていただきたいと思います。

○馬場委員

陳情5号について、採択の立場で意見を述べま

す。

今日の経済危機の状況を考えますと、雇用情勢が一気に悪化し、全国19万人、あるいは愛知県では3万人が職を失うということが報道されております。

そうした中で、働く非正規労働者が急増した、そしてまた、経済危機のもとで職と住居を同時に失うという事態も起こっていると、こういう現実的なことを考えますと、健康で文化的な生活を営む水準、愛知県で昨年10月2日から731円と考慮していただきましたけども、私は、すぐ1,000円以上ということじゃなくして、これは段階的に拡充していくことが大切ではないかというふうに考えます。

また、パート労働法の改正も必要かな。そしてまた、適正な下請単価や賃金、労働条件を確保することも労働者にとっては大変必要なことではないかという意味から、この陳情書に採択の立場でよろしく願いいたします。

○高笠原委員

陳情第5号 最低賃金の引上げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇などを求める陳情書に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

2007年改正された最低賃金法9条3項では、労働者の生計費を考慮するに当たって労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護にかかわる施策との整合性に配慮するものとする、このように書かれております。これは最低賃金は、生活保護を下回らない水準にするという趣旨であるとされています。このことは生活保護費が下がれば最低賃金も下がる可能性が出てきます。

したがって、生活保護費の基準は物差しや目安にしている低所得者施策に直接影響します。それは最低賃金や年金、住民税の課税最低限にも影響することになり、この意味でも生活保護基準は、私たちの生活に深い影響を与えることになります。保護費を下げるということは、国の社会保障費全般を下げることになります。また、国民の消費水

準が下降傾向の中、国は低所得者層の消費が下がることから、生活保護基準を下げるための基準をつくるのです。

今、国は、2003年から7年連続で引き下げを行って続けております。したがって、最低賃金は、生活保護基準と深い関係にあるため、生活保護基準を引き下げないことであり、当面時給1,000円以上、日額7,500円以上、月額16万円以上の実現は必要です。現在の経済危機は、外需で業績を伸ばし、内需を温めてこなかった。そして下請の単価の切り下げ、労働者を正規から非正規に置きかえ、低賃金、劣悪な労働条件に置かれ、改正最低賃金法もセーフティネットの最低賃金の機能が果たしていないのであります。

また、公共工事などで価格競争によって現場で働く労働者の賃金の際限ない切り下げや入札制度を価格のみの落札方式ではなく、労働者の直接雇用状況や労働法などの法令遵守状況に切りかえる。そして地方自治体が請負、または委託で発注する工事などで働く労働者の賃金、労働条件を地域の一定水準以下にしないことなど、知立市としても公契約条例を早急につくっていくことが必要だとも思います。公契約法の制定を国に要望すべきと訴えまして、陳情第5号の日本共産党の賛成討論といたします。

○佐藤委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

それでは、これより採決します。

陳情第5号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手少数です。

次に、陳情第5号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがって、陳情第5号 最低

賃金の引上げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇などを求める陳情書の件は不採択すべきものと決定しました。

陳情第6号 住民の暮らしを守り、働くルールの確立などを求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○石川委員

労働保険法の改正、時間外労働の規制など労働者保護の促進を求める陳情書について、私は、不採択として意見を述べたいと思います。

製造業への派遣労働が解禁されたのは、平成16年であります。規制緩和は国際競争の激化でコスト削減が求められたという企業側の事情が背景にありました。企業は短い納期で他品種、少量生産を要求されるようになっていきました。

ただ、これは労働者側には雇用拡大という中で、プラスになった面もあります。この本日の未曾有の世界不況来るまでは失業率は4%台と低い水準でありました。派遣労働者を雇えなくなれば企業は直接雇用に頼らざるを得なくなり、人件費の増加を招くため、企業は、かえって雇用を減らす方向に動く可能性が懸念されます。柔軟な雇用調整ができなくなれば、日本企業は人件費の安い中国や東南アジアなどに生産をシフトすることも考えられ、国内全体の雇用を減らし、失業率の上昇を招きかねません。未曾有の世界的不況に直面して派遣労働問題がクローズアップされてまいりましたが、製造業への派遣が全面禁止されることについては、大変大きな問題があり、大変大きな社会問題でもあります。今、国会で審議中であり、その動向を見守る必要があると思います。

労働基準法の改正は、平成22年4月1日施行されることになっており、時間外労働の割増賃金率の引き上げ、年次有給休暇の時間単位の取得ができるようになるなど、労働者保護を全面的に打ち出されており、施行後の動向を見守りたいと思います。

以上の点から、この陳情については不採択といたします。

○高笠原委員

陳情第6号 住民の暮らしを守り、働くルールの確立などを求める陳情書に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

昨年からの金融危機によって、愛知県では3万人の派遣切り、期間工切りが大量に行われ、非人間的な使い捨ての働かせ方が行われていました。また、その裏には労働者派遣法の規制緩和を進めてきた政府の責任があります。1999年まで派遣労働は原則禁止でしたが、製造業にまで拡大しました。それは使い捨て自由の労働者、不安定な雇用形態です。そして、改正の内容も労働登録型派遣や製造業への派遣禁止もされていません。労働契約法第17条2項では、使用者は期間の定めのある労働契約について、その労働契約により労働者を使用する目的に照らして必要以上に短い期間を定めることにより、その労働契約を反復して更新することのないよう配慮しなければならないとうたっています。また、過労死の原因である労働時間の短縮とあわせ、労働基準法の周知義務を徹底すべきであり、労働者派遣法の抜本的改正、労働時間、待遇、派遣労働の製造業への禁止、社会保障制限を守ることなど、労働者を保護することなど国に要望することは当然であります。

よって、陳情第6号についての日本共産党の賛成討論といたします。

○馬場委員

陳情6号については、日雇い派遣は労働者の保護、雇用の安定、職業能力の向上の観点から見て問題が大き過ぎるというのは共通の認識であるというふうに思います。将来への希望を持って働くことができる社会の実現を目指すことが重要である。

昨年秋以降、製造業の派遣労働者を中心に人員削減の動きが急速に広がってきた。そのために私も公明党の強い主張で事業主の雇用維持を支援するための雇用調整助成金制度を大幅に拡充をされたということでございます。

またさらに、雇用調整圧力の集中する派遣労働者の生活を守るために、派遣切りの防止など派遣

労働者保護の強化等、雇用保険、セーフティネットの機能拡充、再就職支援策の充実などに力を入れているわけでありまして、不安定雇用の解消や派遣労働者の保護を図るため、今国会で日雇い派遣の原則禁止などを盛り込んだ派遣法改正案が上程されており、当然のことながら登録型派遣や製造業への派遣禁止なども議論の対象であるということで、国会の活発な議論を見守るとともに、早期成立を望むものであります。

したがって、この陳情6号は、国の動向を見守るということで、不採択でお願いしたいと思います。

○水野委員

私、市民クラブとしましては、陳情第6号については不採択で意見を述べさせていただきますと思います。

時間外労働は、月45時間、年間360時間を法の上限とすること、時間外の割増率を5割以上に引き上げること、有給休暇の100%取得を使用者に義務づけること、こういうふうに書かれておりますが、実際問題、時間外の割増率を5割以上、そして有給休暇の100%取得ということが可能かどうか、もしこういう形になるとしたら大変な問題が起きるのではないかとということで、この陳情第6号につきましては、不採択でお願いします。

○佐藤委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

それでは、これより採決します。

陳情第6号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手少数です。

次に、陳情第6号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがって、陳情第6号 住民

の暮らしを守り、働くルールの確立などを求める
陳情書の件は不採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終
了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につ
きましては、正副委員長に御一任願いたいと思
いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしま
した。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午後2時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証
するためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長